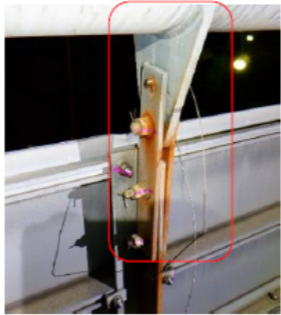



新	旧	備考欄
<p data-bbox="290 380 1124 407">大阪府道路附属物（標識・照明等）点検要領</p> <p data-bbox="299 409 747 436">1-2 標識落下防止ワイヤーの設置箇所数について</p> <p data-bbox="338 447 863 737">標識落下防止ワイヤーは標識板が落下する事態になった際に道路利用者への被害を防止するための安全装置である。しかし設置箇所が一か所だけでは、実際にそのワイヤーのみで支持する状況となった場合に非常に不安定で危険である。そのため本点検要領では設置箇所は二か所以上に設置するものとし、耐力の照査も二か所の設置を前提としているが、より安全を期するために吊り金具ごとに設置することが望ましい。</p>  <p data-bbox="899 785 1080 812">図付 10-2 吊り金具</p> <p data-bbox="299 863 495 890">1-3 点検時の留意点</p> <p data-bbox="338 900 1139 1041">標識落下防止ワイヤーの設置状況は標識柱や標識板の寸法により様々となることから、下記の点について点検時に確認するものとする。尚、下記の留意点に対して不適合な場合、またその他判断が困難な場合は後述する「標識落下防止ワイヤーの照査例」を参照し、確認した上での是正処置が必要となる。</p> <div data-bbox="338 1073 1121 1272" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・吊下げ式標識の2か所以上に標識落下防止ワイヤーが設置されていること。 ・標識落下防止ワイヤーが可能な限り垂直に設置されており、上端部と下端部が最短距離かつ、一切のたるみなく設置されていること。 ・標識落下防止ワイヤーに破断や腐食等の異常が無いこと。 </div> <p data-bbox="359 1278 1000 1306">上記の基準について満たされていない場合、速やかな是正が必要である。</p> <p data-bbox="338 1316 1130 1419">なお、点検により標識落下防止ワイヤーの破断や腐食等の異常が発見された場合は、後述の「標識落下防止ワイヤーの照査例」を参照し、標識寸法や末端加工の種類に応じたロープ径のワイヤーに交換を行うこと。</p> <p data-bbox="210 1346 290 1373" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">追加</p> <p data-bbox="290 1707 371 1734">付 10-2</p> <p data-bbox="884 1707 1124 1734">大阪府 都市整備部 道路室</p>	<p data-bbox="1439 380 2273 407">大阪府道路附属物（標識・照明等）点検要領</p> <p data-bbox="1448 409 1896 436">1-2 標識落下防止ワイヤーの設置箇所数について</p> <p data-bbox="1486 447 2012 737">標識落下防止ワイヤーは標識板が落下する事態になった際に道路利用者への被害を防止するための安全装置である。しかし設置箇所が一か所だけでは、実際にそのワイヤーのみで支持する状況となった場合に非常に不安定で危険である。そのため本点検要領では設置箇所は二か所以上に設置するものとし、耐力の照査も二か所の設置を前提としているが、より安全を期するために吊り金具ごとに設置することが望ましい。</p>  <p data-bbox="2041 753 2234 781">図付 10-2 吊り金具</p> <p data-bbox="1448 848 1644 875">1-3 点検時の留意点</p> <p data-bbox="1486 886 2288 1029">標識落下防止ワイヤーの設置状況は標識柱や標識板の寸法により様々となることから、下記の点について点検時に確認するものとする。尚、下記の留意点に対して不適合な場合、またその他判断が困難な場合は後述する「標識落下防止ワイヤーの照査例」を参照し、確認した上での是正処置が必要となる。</p> <div data-bbox="1486 1060 2270 1297" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・吊下げ式標識の2か所以上に標識落下防止ワイヤーが設置されていること。 <li style="border: 1px solid red; padding: 2px;">・使用するワイヤーの径は 10mm 以上であること。 ・標識落下防止ワイヤーが可能な限り垂直に設置されており、上端部と下端部が最短距離かつ、一切のたるみなく設置されていること。 ・標識落下防止ワイヤーに破断や腐食等の異常が無いこと。 </div> <p data-bbox="1507 1344 2148 1371">上記の基準について満たされていない場合、速やかな是正が必要である。</p> <p data-bbox="1368 1129 1448 1157" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">削除</p> <p data-bbox="1439 1692 1519 1719">付 10-2</p> <p data-bbox="2033 1692 2273 1719">大阪府 都市整備部 道路室</p>	<p data-bbox="2436 1043 2837 1251">【変更内容】 ワイヤーの径について削除。 点検により標識落下防止ワイヤーの異常が発見された際の対応方法について追加。</p>